

# ■パブリックコメントの結果等を踏まえた最終案(太枠部分)

## 第1 温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度(キャップ&トレード制度)に関する改正事項 (第四計画期間(2025-2029年度)に適用する事項)

(第三計画期間と比べた変更点については、アンダーラインを付けています。)

事項番号	第一計画期間(2010-2014年度) 第二計画期間(2015-2019年度) 第三計画期間(2020-2024年度)	第四計画期間(2025-2029年度) ※2025年度から適用
1. 制度対象	<p>●本制度の対象となる事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上の事業所を指定地球温暖化対策事業所とし、3か年度連続して年間の原油換算エネルギー使用量が1,500kL以上の事業所を特定地球温暖化対策事業所(削減義務あり)に分類</li> <li>・上記のうち、中小企業等が1/2以上所有する事業所を指定相当地球温暖化対策事業所に分類</li> </ul> <p>●本制度の指定取消しの要件</p> <p>以下の①～⑤の変更要件を満たした場合、指定を取り消す。</p> <p>①事業活動の廃止又はその全部の休止、②前年度の原油換算エネルギー使用量が1,000kL未満、③原油換算エネルギー使用量が前年度までの3か年度連続して1,500kL未満、④前年度に中小企業等が1/2以上所有、⑤事業所区域の変更(事業所統合及び事業所分割)</p> <p>*要件⑤に該当した場合は、新たな事業所区域で指定(特定)地球温暖化対策事業所に指定(事業所区域変更後の事業所区域において、当該申請を行った前年度のエネルギー使用量が1,000kL未満又は申請の前年度末日における床面積が5,000m<sup>2</sup>未満の事業所を除く。)</p> <p>●算定対象となる排出活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度対象者の要件を判断する原油換算エネルギー使用量と総量削減義務の対象燃料等は化石燃料とし、化石燃料の燃焼に伴って排出されるエネルギー起源CO<sub>2</sub>を排出量削減の対象とする。</li> <li>・その他ガス(非エネルギー起源CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、PFC、HFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>)については、排出量報告を求めますが、削減義務の対象外</li> </ul>	<p>●本制度の対象となる事業所</p> <p>第三計画期間と同様の取扱いを継続</p> <p>●本制度の指定取消しの要件</p> <p>第三計画期間と同様の取扱いを継続</p> <p>●算定対象となる排出活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度対象者の要件を判断する原油換算エネルギー使用量と総量削減義務の対象燃料等は、第三計画期間と同様の取扱いを継続</li> <li>・その他ガス(非エネルギー起源CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、PFC、HFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>)については第三計画期間と同様の取扱いを継続し、<u>排出係数が設定されていない非化石燃料(水素・アンモニアなど)や大気中の熱その他の自然界に存する熱及び再エネによる自家発電については、新たに使用量及び排出量の報告を求める(削減義務の対象外)</u></li> </ul>

事項番号	第一計画期間(2010-2014 年度) 第二計画期間(2015-2019 年度) 第三計画期間(2020-2024 年度)	第四計画期間(2025-2029 年度) ※2025 年度から適用
2. 基準排出量	<p>●制度開始当初（2010年4月1日）の時点で削減義務の対象であった事業所</p> <p>2002-2007年度のうちの連続する3か年度*の年度排出量の平均値を基準排出量として設定</p> <p>*連続する3か年度のうち、知事が「標準的でない年度」と認める年度がある場合は、標準的でない2か年度までを除いて算定することも可能</p> <p>●計画期間の途中から新たに削減義務の対象となった事業所</p> <p>次の①又は②のいずれかの方法により基準排出量を設定 (事業者が選択可能。但し、地球温暖化対策の推進の程度が都の定める基準に適合しない場合には、②の方法により基準排出量を設定)</p> <p>①「過去の排出実績」に基づく方法</p> <p>削減義務開始前の直近4か年度のうち、連続する3か年度*の年度排出量の平均値を基準排出量として設定</p> <p>*連続する3か年度のうち、知事が「標準的でない年度」と認める年度がある場合は、標準的でない2か年度までを除いて算定することも可能</p> <p>②「排出標準原単位」に基づく方法</p> <p>2005-2007年度の大規模事業所の排出量を基に都が設定した用途ごとの「排出標準原単位*」を用いて算定した量を基準排出量として設定（排出活動指標（床面積の大きさ）×排出標準原単位）</p> <p>*第三計画期間の排出標準原単位は第二計画期間と同じ値を継続して使用</p>	<p>●制度開始当初（2010年4月1日）の時点で削減義務の対象であった事業所</p> <p>第三計画期間に適用されている基準排出量を継続</p> <p>●計画期間の途中から新たに削減義務の対象となった事業所</p> <p>第三計画期間に適用されている基準排出量を継続</p> <p>①「過去の排出実績」に基づく方法</p> <p>削減義務開始前の直近4か年度のうち、連続する3か年度*の年度排出量の平均値を基準排出量として設定</p> <p>*連続する3か年度のうち、知事が「標準的でない年度」と認める年度がある場合は、標準的でない2か年度までを除いて算定することも可能</p> <p>*主に熱等を供給する事業所については、販売する熱等の実績に排出係数を乗じて基準排出量を算出することも可能とする仕組みを導入（第三計画期間の基準排出量の算定から適用）</p> <p>②「排出標準原単位」に基づく方法</p> <p>2005-2007年度の大規模事業所の排出量を基に都が設定した用途ごとの「排出標準原単位*」を用いて算定した量を基準排出量として設定（排出活動指標（床面積の大きさ）×排出標準原単位）</p> <p>*第三計画期間の排出標準原単位は第二計画期間と同じ値を継続して使用</p> <p>●第四計画期間の途中から新たに削減義務の対象となる事業所</p> <p>次の①又は②のいずれかの方法により基準排出量を設定</p> <p>①「過去の排出実績」に基づく方法</p> <p>②「排出標準原単位」に基づく方法</p> <p>→事項番号4「新たに削減義務の対象となる事業所の取扱い」参照</p>

事項番号	第一計画期間(2010-2014 年度) 第二計画期間(2015-2019 年度) 第三計画期間(2020-2024 年度)	第四計画期間(2025-2029 年度) ※2025 年度から適用																								
3. 削減義務率	<p>●大幅削減に向けた転換始動期（第一計画期間） / より大幅な削減を定着・展開する期間（第二計画期間） / 脱炭素社会の実現に向けて、「省エネの継続」と「再エネ利用拡大」の両輪により削減を推進するための転換始動期（第三計画期間）</p> <table border="1" data-bbox="318 403 1169 560"> <thead> <tr> <th></th> <th>第一計画期間 (基準排出量比)</th> <th>第二計画期間 (基準排出量比)</th> <th>第三計画期間 (基準排出量比)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分Ⅰ-1</td> <td>8%</td> <td>17%</td> <td>27%</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅰ-2</td> <td>6%</td> <td>15%</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅱ</td> <td>6%</td> <td>15%</td> <td>25%</td> </tr> </tbody> </table> <p>区分Ⅰ-1：オフィスビル等と熱供給事業所（区分Ⅰ-2 に該当するものを除く。）  区分Ⅰ-2：オフィスビル等のうち、他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所（事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上のもの）  区分Ⅱ：区分Ⅰ-1、区分Ⅰ-2 以外の事業所（工場、上下水施設、廃棄物処理施設等）</p> <p>→第一、第二、第三計画期間の途中から新たに削減義務の対象となった事業所の取扱いについては、事項番号4を参照</p> <p>●第三計画期間において実施</p> <p>①人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設 &lt;第三計画期間&gt;  第三計画期間の削減義務率が適用される事業所のうち、人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設（いわゆる病院等）については、第二計画期間から第三計画期間にわたる激変緩和措置として、第三計画期間に限り、削減義務率を2%減少</p> <p>*第二計画期間において実施した「電気事業法第27条の使用制限の緩和対象事業所に対する削減義務率の緩和」は、2011年に実施されたピークカットの義務付けが免除（緩和）されたことを考慮して行ったものである。使用制限の緩和を受けていた時点から10年以上が経過する第三計画期間以降においては、これに関連する削減義務率の緩和は実施しない。</p> <p>②中小企業等が1/2以上を所有する大規模事業所 &lt;第二計画期間から&gt;  中小企業等が1/2以上を所有する大規模事業所（指定相当地球温暖化対策事業所）は、第二計画期間から削減義務の対象外（但し、大規模事業所として対策を推進するものとし、地球温暖化対策計画書の提出・公表を行う。）</p>		第一計画期間 (基準排出量比)	第二計画期間 (基準排出量比)	第三計画期間 (基準排出量比)	区分Ⅰ-1	8%	17%	27%	区分Ⅰ-2	6%	15%	25%	区分Ⅱ	6%	15%	25%	<p>●「2030年カーボンハーフ」実現に向けて、「更なる省エネの深掘り」と「再エネ利用拡大」により削減を推進するための定着・展開期（第四計画期間）</p> <table border="1" data-bbox="1473 384 1948 541"> <thead> <tr> <th></th> <th>第四計画期間 (基準排出量比)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分Ⅰ-1</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅰ-2</td> <td>48%</td> </tr> <tr> <td>区分Ⅱ</td> <td>48%</td> </tr> </tbody> </table> <p>区分Ⅰ-1：オフィスビル等と熱供給事業所（区分Ⅰ-2 に該当するものを除く。）  区分Ⅰ-2：オフィスビル等のうち、他人から供給された熱に係るエネルギーを多く利用している事業所（事業所の全エネルギー使用量に占める地域冷暖房等から供給されるエネルギーの割合が20%以上のもの）  区分Ⅱ：区分Ⅰ-1、区分Ⅰ-2 以外の事業所（工場、上下水施設、廃棄物処理施設等）</p> <p>→第一、第二、第三、第四計画期間の途中から新たに削減義務の対象となった事業所の取扱いについては、事項番号4を参照</p> <p>●第四計画期間において実施</p> <p>①人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設  第四計画期間の削減義務率（50%/48%）が適用される区分Ⅰの事業所のうち、人の生命又は身体の安全確保に特に不可欠な医療施設（いわゆる病院等）については、第三計画期間から第四計画期間にわたる激変緩和措置として、第四計画期間に限り、削減義務率を2%減少</p> <p>②中小企業等が1/2以上を所有する大規模事業所  第三計画期間と同様の取扱いを継続</p> <p>③事業所の全エネルギーに対する電気の使用割合が20%未満の事業所  第四計画期間の削減義務率が適用される事業所のうち、全エネルギー使用量に対する電気の使用割合が20%未満の事業所*については、第四計画期間に限り、削減義務率を3%減少</p> <p>*設備の電化が困難な理由及び設備更新計画等の提出を求める。</p>		第四計画期間 (基準排出量比)	区分Ⅰ-1	50%	区分Ⅰ-2	48%	区分Ⅱ	48%
	第一計画期間 (基準排出量比)	第二計画期間 (基準排出量比)	第三計画期間 (基準排出量比)																							
区分Ⅰ-1	8%	17%	27%																							
区分Ⅰ-2	6%	15%	25%																							
区分Ⅱ	6%	15%	25%																							
	第四計画期間 (基準排出量比)																									
区分Ⅰ-1	50%																									
区分Ⅰ-2	48%																									
区分Ⅱ	48%																									

事項番号	第一計画期間(2010-2014 年度) 第二計画期間(2015-2019 年度) 第三計画期間(2020-2024 年度)	第四計画期間(2025-2029 年度) ※2025 年度から適用												
4. 新たに削減義務の対象となる事業所の取扱い	<p>●<b>基準排出量</b></p> <p>「1. 基準排出量」の「計画期間の途中から新たに削減義務の対象となった事業所」で記載した内容と同様</p> <p>●<b>削減義務率（新規事業所に適用する削減義務率）</b></p> <p>○第一、第二計画期間の途中から新たに削減義務の対象となった事業所の削減義務率（第一、第二計画期間における取扱い）</p> <p>①<b>第一計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所</b> 第一計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所には、削減義務の対象となってから5年間は、第一計画期間の削減義務率(8%又は6%)を適用。第二計画期間の残りの期間(削減義務の対象となってから6年度目以降)は、第二計画期間の削減義務率(17%又は15%)を適用</p> <p>②<b>第二計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所</b> 第二計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所には、第二計画期間は、第一計画期間の削減義務率(8%又は6%)を適用</p> <p>(第三計画期間における取扱い)</p> <p>①<b>第一計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所</b> 第一計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所には、削減義務の対象となってから6年度目以降10年度目までは、第二計画期間の削減義務率(17%又は15%)を適用。第三計画期間の残りの期間(削減義務の対象となってから11年度目以降)は、第三計画期間の削減義務率(27%又は25%)を適用</p> <p>②<b>第二計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所</b> 第二計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所には、削減義務の対象となってから5年間は、第一計画期間の削減義務率(8%又は6%)を適用。第三計画期間の残りの期間(削減義務の対象となってから6年度目以降)は、第二計画期間の削減義務率(17%又は15%)を適用</p>	<p>●<b>基準排出量</b></p> <p>「1. 基準排出量」の「計画期間の途中から新たに削減義務の対象となった事業所」及び「第四計画期間の途中から新たに削減義務の対象となる事業所」で記載した内容と同様</p> <p>●<b>削減義務率（新規事業所に適用する削減義務率）</b></p> <p>○第一、第二計画期間の途中から新たに削減義務の対象となった事業所の削減義務率</p> <p>①<b>第一計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所</b> 第一計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所には、削減義務の対象となってから11年度目以降15年度目までは、<u>第三計画期間の削減義務率(27%又は25%)に再エネ利用等による削減相当分(14%)を上乗せした義務率*(41%又は39%)</u>を適用。第四計画期間の残りの期間(削減義務の対象となってから16年度目以降)は、第四計画期間の削減義務率(50%又は48%)を適用</p> <p>②<b>第二計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所</b> 第二計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所には、<u>第三計画期間の削減義務率(27%又は25%)に、再エネ利用等による削減相当分(14%)を上乗せした義務率*(41%又は39%)</u>を適用</p> <p>*<b>実排出係数算定への移行による前計画期間の削減義務率の加算</b> 第四計画期間からの実排出係数による排出量算定への移行を考慮し、第二、第三計画期間の削減義務率に相当する義務率については、再エネ利用等による削減相当分(14%)を上乗せした義務率を適用</p> <table border="1" data-bbox="1339 1037 2078 1157"> <tr> <td></td> <td>第二計画期間の削減義務率</td> <td>第三計画期間の削減義務率</td> </tr> <tr> <td>第三計画期間 (係数固定)</td> <td>17% / 15%</td> <td>27% / 25%</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">↓ 再エネ利用等による削減相当分(14%)を加算</p> <table border="1" data-bbox="1339 1220 2078 1340"> <tr> <td></td> <td>第二計画期間の削減義務率</td> <td>第三計画期間の削減義務率</td> </tr> <tr> <td>第四計画期間 (実排出係数)</td> <td>31% / 29%</td> <td>41% / 39%</td> </tr> </table>		第二計画期間の削減義務率	第三計画期間の削減義務率	第三計画期間 (係数固定)	17% / 15%	27% / 25%		第二計画期間の削減義務率	第三計画期間の削減義務率	第四計画期間 (実排出係数)	31% / 29%	41% / 39%
	第二計画期間の削減義務率	第三計画期間の削減義務率												
第三計画期間 (係数固定)	17% / 15%	27% / 25%												
	第二計画期間の削減義務率	第三計画期間の削減義務率												
第四計画期間 (実排出係数)	31% / 29%	41% / 39%												

事項番号	第一計画期間(2010-2014 年度) 第二計画期間(2015-2019 年度) 第三計画期間(2020-2024 年度)	第四計画期間(2025-2029 年度) ※2025 年度から適用
4. 新たに削減義務の対象となる事業所の取扱い	<p>③第三計画期間の途中から新たに削減義務の対象となった事業所 第三計画期間の途中から新たに削減義務の対象となった事業所には、原則、第二計画期間の削減義務率*（17%又は 15%）を適用 *経過措置あり</p> <p>*経過措置 第二計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所に第一計画期間の削減義務率(8%又は6%)を適用していることや、建物の新築時には設計から竣工まで一定の時間を要することを踏まえ、経過措置を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 第三計画期間の1～4 年度目まで(2020-2023 年度) 第一計画期間の削減義務率(8%又は6%)を適用</li> <li>• 第三計画期間の5年度目(2024 年度) 第二計画期間の削減義務率(17%又は 15%)を適用</li> </ul>	<p>③第三計画期間の途中から新たに削減義務の対象となった事業所 第三計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所には、<u>削減義務の対象となってから5年度目までは、第二計画期間の削減義務率(17%又は 15%)に再エネ利用等による削減相当分(14%)を上乗せした義務率(31%又は 29%)を適用。第四計画期間の残りの期間(削減義務の対象となってから6年度目以降)は、第三計画期間の削減義務率(27%又は 25%)に再エネ利用等による削減相当分(14%)を上乗せした義務率(41%又は 39%)を適用</u></p> <p>④第四計画期間の途中から新たに削減義務の対象となる事業所 第四計画期間の途中から新たに削減義務の対象となる事業所には、原則、<u>第三計画期間の削減義務率(27%又は 25%)に再エネ利用等による削減相当分(14%)を上乗せした義務率*(41%又は 39%)を適用 *経過措置あり</u></p> <p>*経過措置 第三計画期間の途中から削減義務の対象となった事業所に第二計画期間の削減義務率(17%又は 15%)に再エネ利用等による削減相当分(14%)を上乗せした義務率(31%又は 29%)を適用していることや、建物の新築時には設計から竣工まで一定の時間を要することを踏まえ、経過措置を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 第四計画期間の1～4年度目まで(2025-2028 年度) 第二計画期間の削減義務率(17%又は 15%)に再エネ利用等による削減相当分(14%)を上乗せした義務率(31%又は 29%)を適用</li> <li>• 第四計画期間の5年度目(2029 年度) 第三計画期間の削減義務率(27%又は 25%)に再エネ利用等による削減相当分(14%)を上乗せした義務率(41%又は 39%)を適用</li> </ul>

(次ページに続く)

事項番号

第一計画期間(2010-2014 年度)  
 第二計画期間(2015-2019 年度)  
 第三計画期間(2020-2024 年度)

第四計画期間(2025-2029 年度)  
 ※2025 年度から適用

4. 新たに削減義務の対象となる事業所の取扱い

●削減義務率（新規事業所に適用する削減義務率）

計画期間		第一計画期間					第二計画期間					第三計画期間					第四計画期間				
年度		H 22	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
既存事業所		8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%
新規事業所	第一計画期間の途中からの新規参入事業所	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%
		指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	27% / 25%	41% / 39%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%	50% / 48%
		指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	27% / 25%	27% / 25%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	50% / 48%	50% / 48%
	第二計画期間の途中からの新規参入事業所			指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
					指定	指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
						指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
	第三計画期間の途中からの新規参入事業所									指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
										指定	指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%	41% / 39%	41% / 39%
											指定	指定	指定	8% / 6%	8% / 6%	17% / 15%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%	41% / 39%
	第四計画期間の途中からの新規参入事業所													指定	指定	指定	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%
															指定	指定	指定	指定	31% / 29%	31% / 29%	41% / 39%
																指定	指定	指定	指定	31% / 30%	41% / 39%

\*上表中「指定」とあるのは、指定地球温暖化対策事業所（制度対象事業所ではあるが削減義務の対象となる前の事業所）であることを示す。

第四計画期間経過措置

事項番号	第一計画期間(2010-2014 年度) 第二計画期間(2015-2019 年度) 第三計画期間(2020-2024 年度)	第四計画期間(2025-2029 年度) ※2025 年度から適用
5. 温室効果ガス排出量の算定のためのCO <sub>2</sub> 排出係数	<p>●計画期間に使用する排出係数の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>需要側からのCO<sub>2</sub>削減を、より効果的、かつ、実態に合うものにするため、各計画期間開始前に、直近のデータを基に、エネルギー種別ごとの排出係数を都が設定</li> <li>当該排出係数は、計画期間中固定し、基準排出量や年度排出量は、当該排出係数を用いて算定（電気事業者・熱供給事業者等の別によらず、都が設定する排出係数を使用）</li> </ul> <p>①電気</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一計画期間：0.382 [t-CO<sub>2</sub>/千 kWh] *2005-2007 年度の3か年度平均値（都内に電気を供給する電気供給事業者の平均値）で設定</li> <li>第二計画期間：0.489 [t-CO<sub>2</sub>/千 kWh] *2011-2012 年度の2か年度平均値で設定</li> <li>第三計画期間：0.489 [t-CO<sub>2</sub>/千 kWh] ⇒第二計画期間と同じ値で継続 *2014-2016 年度の3か年度平均値は、第二計画期間の排出係数から大幅なかい離がないため、係数変更は行わない。</li> </ul> <p>②熱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一計画期間：0.052 [t-CO<sub>2</sub>/GJ] *2006 年度の実績値（都内の地域熱供給事業者の上位 30%値）で設定</li> <li>第二計画期間：0.060 [t-CO<sub>2</sub>/GJ] *2011-2012 年度の2か年度平均値で設定</li> <li>第三計画期間：0.060 [t-CO<sub>2</sub>/GJ] ⇒第二計画期間と同じ値で継続 *2014-2016 年度の3か年度平均値は、第二計画期間の排出係数から大幅なかい離がないため、係数変更は行わない。</li> </ul> <p>③その他の燃料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一、第二計画期間： 公表時点（第一計画期間：2009 年度、第二計画期間：2014 年度）で、国が省エネ法及び温対法で定める値を都でも使用</li> <li>第三計画期間：⇒第二計画期間と同じ値で継続 第二計画期間の排出係数として、燃料種別ごとに都が設定した値</li> </ul> <p>*2018 年度時点で、国が省エネ法及び温対法で定める値が、第二計画期間の係数と同じ値であるため、係数変更は行わない。</p>	<p>●第四計画期間に使用する排出係数の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>需要側からのCO<sub>2</sub>削減に加え、供給側の再エネ導入等によるCO<sub>2</sub>削減をより効果的かつ、実態に合うものにするため、<u>電気、熱の排出係数については、各供給事業者の「実排出係数」を使用（年度排出量の算定時に限る。）</u></li> <li><u>バイオマスについては、持続可能性が担保されていることが確認できる燃料由来の電気・熱のみ再エネとして取り扱う。</u></li> <li><u>その他の燃料等の排出係数は、2023 年度に、国が省エネ法及び温対法で定める値を都でも使用</u></li> <li>基準排出量は、第三計画期間の排出係数（固定値）を用いて算定（電気事業者・熱供給事業者等の別によらず、都が設定する排出係数を使用）</li> </ul> <p>①電気</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第四計画期間：実排出係数*</li> </ul> <p>*実際に事業所で使用・購入した電気の排出係数（小売電気事業者等から購入する電気の場合は、「東京都エネルギー環境計画書制度」の公表値を使用）</p> <p>②熱</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第四計画期間：実排出係数*</li> </ul> <p>*実際に事業所で使用・購入した熱の排出係数（「地域におけるエネルギーの有効利用に関する計画制度」や現制度の「低炭素熱供給事業者認定制度」の仕組みを活用するとともに、環境価値の充当については、国におけるガス及び熱の排出係数の検討状況も考慮し、運用方法を検討）</p> <p>③その他の燃料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第四計画期間：燃料種別ごとに都が設定した値</li> </ul> <p>*その他の燃料の排出係数は、2023 年度に、国が省エネ法及び温対法で定める値を都でも使用</p> <p>*都市ガスについては、国におけるガス及び熱の排出係数の検討状況を考慮し、運用方法を検討</p>

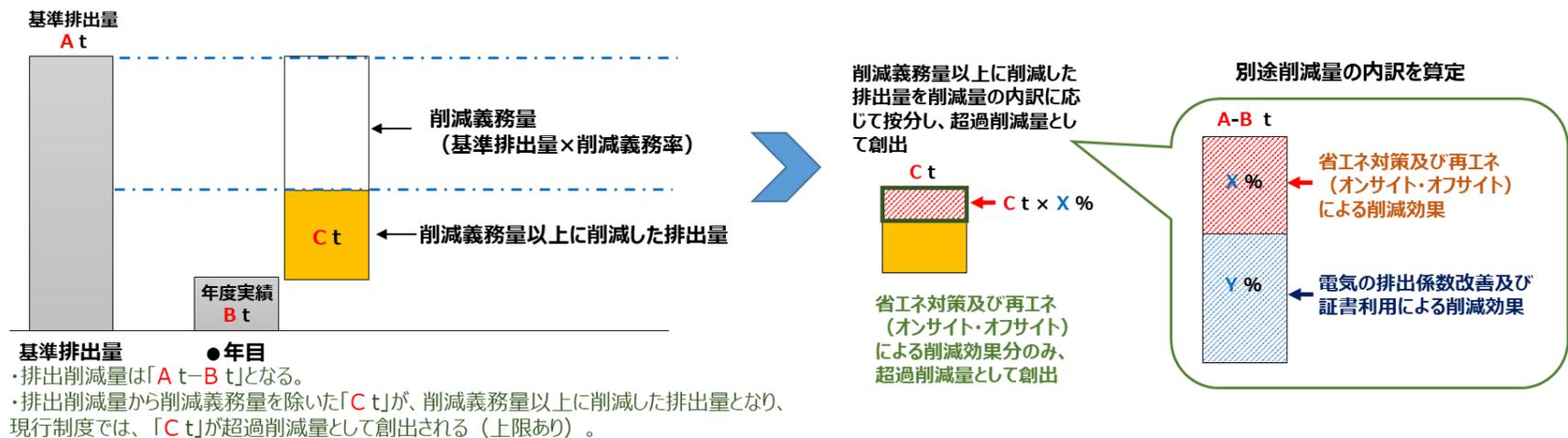
事項番号	第一計画期間(2010-2014 年度) 第二計画期間(2015-2019 年度) 第三計画期間(2020-2024 年度)	第四計画期間(2025-2029 年度) ※2025 年度から適用																																					
<b>6. 原油換算エネルギー使用量の算定のための単位発熱量及び一次エネルギー換算係数</b>	<p>●各燃料の単位発熱量</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一、第二計画期間： 公表時点（第一計画期間：2009 年度、第二計画期間：2014 年度）で、国が省エネ法及び温対法で定める値を都でも使用</li> <li>第三計画期間：⇒第二計画期間と同じ値で継続 第二計画期間の単位発熱量として、燃料種別ごとに都が設定した値</li> </ul> <p>*2018 年度時点で、国が省エネ法及び温対法で定める値が、第二計画期間と同じ値であるため、変更は行わない。</p> <p>●電気及び熱の一次エネルギー換算係数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一、第二計画期間： 公表時点（第一計画期間：2009 年度、第二計画期間：2014 年度）で、国が省エネ法及び温対法で定める値を都でも使用</li> <li>第三計画期間：⇒第二計画期間と同じ値で継続 第二計画期間の一次エネルギー換算係数として、種別ごとに都が設定した値</li> </ul> <p>*2018 年度時点で、国が省エネ法及び温対法で定める値が、第二計画期間の係数と同じ値であるため、係数変更は行わない。</p> <table border="1" data-bbox="387 906 1128 1209"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>区分</th> <th>一次エネルギー換算係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">電気</td> <td rowspan="3">一般送配電事業者の電線路を介して配給された買電</td> <td>昼間(8時～22時)</td> <td>9.97 [GJ/千 kWh]</td> </tr> <tr> <td>夜間(22時～翌日8時)</td> <td>9.28 [GJ/千 kWh]</td> </tr> <tr> <td>昼夜不明</td> <td>9.76 [GJ/千 kWh]</td> </tr> <tr> <td>上記以外からの買電</td> <td>9.76 [GJ/千 kWh]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">熱</td> <td>産業用蒸気</td> <td>1.02 [GJ/GJ]</td> </tr> <tr> <td>産業用以外の蒸気</td> <td>1.36 [GJ/GJ]</td> </tr> <tr> <td>温水</td> <td>1.36 [GJ/GJ]</td> </tr> <tr> <td>冷水</td> <td>1.36 [GJ/GJ]</td> </tr> </tbody> </table>	種類	区分	一次エネルギー換算係数	電気	一般送配電事業者の電線路を介して配給された買電	昼間(8時～22時)	9.97 [GJ/千 kWh]	夜間(22時～翌日8時)	9.28 [GJ/千 kWh]	昼夜不明	9.76 [GJ/千 kWh]	上記以外からの買電	9.76 [GJ/千 kWh]	熱	産業用蒸気	1.02 [GJ/GJ]	産業用以外の蒸気	1.36 [GJ/GJ]	温水	1.36 [GJ/GJ]	冷水	1.36 [GJ/GJ]	<p>●各燃料の単位発熱量</p> <p>第四計画期間：燃料種別ごとに都が設定した値</p> <p>*各燃料の単位発熱量は、2023 年度に、国が省エネ法及び温対法で定める値を都でも使用</p> <p>●電気及び熱の一次エネルギー換算係数</p> <p>第四計画期間：種別ごとに都が設定した値</p> <p>*2023 年度に、国が省エネ法及び温対法で定める値を都でも使用</p> <table border="1" data-bbox="1323 743 2096 1031"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>区分等</th> <th>一次エネルギー換算係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気</td> <td>直近3年間（2018～2020 年度）の全電源平均係数</td> <td>8.64 [GJ/千 kWh]</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">熱</td> <td>産業用蒸気</td> <td>1.17 [GJ/GJ]</td> </tr> <tr> <td>産業用以外の蒸気</td> <td>1.20 [GJ/GJ]</td> </tr> <tr> <td>温水</td> <td>1.20 [GJ/GJ]</td> </tr> <tr> <td>冷水</td> <td>1.20 [GJ/GJ]</td> </tr> </tbody> </table> <p>*エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則より作成</p>	種類	区分等	一次エネルギー換算係数	電気	直近3年間（2018～2020 年度）の全電源平均係数	8.64 [GJ/千 kWh]	熱	産業用蒸気	1.17 [GJ/GJ]	産業用以外の蒸気	1.20 [GJ/GJ]	温水	1.20 [GJ/GJ]	冷水	1.20 [GJ/GJ]
種類	区分	一次エネルギー換算係数																																					
電気	一般送配電事業者の電線路を介して配給された買電	昼間(8時～22時)	9.97 [GJ/千 kWh]																																				
		夜間(22時～翌日8時)	9.28 [GJ/千 kWh]																																				
		昼夜不明	9.76 [GJ/千 kWh]																																				
	上記以外からの買電	9.76 [GJ/千 kWh]																																					
熱	産業用蒸気	1.02 [GJ/GJ]																																					
	産業用以外の蒸気	1.36 [GJ/GJ]																																					
	温水	1.36 [GJ/GJ]																																					
	冷水	1.36 [GJ/GJ]																																					
種類	区分等	一次エネルギー換算係数																																					
電気	直近3年間（2018～2020 年度）の全電源平均係数	8.64 [GJ/千 kWh]																																					
熱	産業用蒸気	1.17 [GJ/GJ]																																					
	産業用以外の蒸気	1.20 [GJ/GJ]																																					
	温水	1.20 [GJ/GJ]																																					
	冷水	1.20 [GJ/GJ]																																					

事項番号	第一計画期間(2010-2014 年度) 第二計画期間(2015-2019 年度) 第三計画期間(2020-2024 年度)	第四計画期間(2025-2029 年度) ※2025 年度から適用
7. 低炭素電力・熱の選択の仕組み及び高効率コジェネの取扱い	<p>●<b>低炭素電力の選択の仕組み</b> &lt;第二、第三計画期間に適用&gt;  対象事業所の「低炭素電力」の選択行動を促進するため、対象事業所が選択した電力の排出係数の違いを、事業所の排出量算定に反映（「低炭素電力」を調達した場合には、「削減量」として算定し、事業所の排出量から減ずる。）</p> <p>●<b>低炭素熱の選択の仕組み</b> &lt;第二、第三計画期間に適用&gt;  対象事業所の「低炭素熱」の選択行動を促進するため、対象事業所が選択した熱の排出係数の違いを、事業所の排出量算定に反映（「低炭素熱」を調達した場合には、「削減量」として算定し、事業所の排出量から減ずる。）</p> <p>●<b>事業所の高効率コジェネの利用による省エネ・省 CO<sub>2</sub> 効果の評価</b>  ・<b>第一計画期間での取扱い</b>  第一計画期間の電気の排出係数（0.382 t-CO<sub>2</sub> 千 kWh）を用いた排出量算定において、対象事業所が導入している高効率コジェネが、増 CO<sub>2</sub> と算定される場合があるため、排出量の補正を実施（省 CO<sub>2</sub> となるような算定ルールを設定）</p> ・ <b>第二、第三計画期間での取扱い</b> 第二、第三計画期間の電気の排出係数（0.489 t-CO <sub>2</sub> 千 kWh）を用いた排出量算定においては、高効率コジェネの省エネ・省 CO <sub>2</sub> 効果が評価されるため、第一計画期間で実施した排出量の補正は実施しない。 <p>●<b>高効率コジェネから電気・熱を受け入れている事業所の取扱い</b>  &lt;第二、第三計画期間に適用&gt;  他の事業所の高効率コジェネから受け入れる電気・熱の排出係数の低さを、受入事業所の排出量算定に反映  （他の事業所の高効率コジェネから供給を受け入れている電気・熱が、都が設定する排出係数と比較し低い場合には、都規定の方法により算定する「削減量」を排出量から減ずる。但し、高効率コジェネの電気・熱を供給する事業者が、都が認定する低炭素電力又は低炭素熱の供給事業者である場合には、「低炭素電力又は低炭素熱選択の仕組み」による削減量のみを算定し、高効率コジェネによる削減量は併用して算定できないものとする。）</p>	<p><u>(移行)</u>  *電気の排出係数は「実排出係数」に移行するため、対象事業所が選択した電力の排出係数を事業所の排出量算定に直接反映</p> <p><u>(移行)</u>  *熱の排出係数は「実排出係数」に移行するため、対象事業所が選択した熱の排出係数を事業所の排出量算定に直接反映</p> <p>●<b>事業所の高効率コジェネの利用による省エネ・省 CO<sub>2</sub> 効果の評価</b>  第三計画期間と同様の取扱いとし、排出量の補正は実施しない。</p> <p><u>(移行)</u>  *電気及び熱の排出係数は「実排出係数」に移行するため、対象事業所が外部から受け入れる電気及び熱についても、受け入れた電力・熱の排出係数を事業所の排出量算定に直接反映</p>

事項番号	第一計画期間(2010-2014 年度) 第二計画期間(2015-2019 年度) 第三計画期間(2020-2024 年度)	第四計画期間(2025-2029 年度) ※2025 年度から適用
8. 再エネの取扱い	<p>●事業所範囲内から供給される再エネ電気・熱による削減効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー使用量の取扱い 自らの事業所内に設置した再エネ設備由来の電気及び熱を、当該事業所内で使用（自家消費）した場合、排出量算定で把握するエネルギー使用量の対象外</li> <li>再エネ自家消費による削減効果 自らの事業所内に設置した再エネ設備で発電した電気を、当該事業所内で使用（自家消費）した場合（再エネクレジット等により当該自家消費分の環境価値を他人に移転する場合を除く。）、排出量の算定において、その削減効果を「1.5 倍」して排出量から減ずることが可能  自家消費量 × 各計画期間の固定係数 × 1.5 倍換算 (自家消費量の 0.5 倍に相当する量が追加の削減分となる。)</li> <li>事業所範囲外から供給される再エネ電気・熱による削減効果 事業所外に設置された再エネ設備由来の電気及び熱を、当該事業所内で使用（自家消費）した場合、排出量算定で把握するエネルギー使用量の対象とする。（ただし、自営線等で再エネ設備由来の電気及び熱のみが供給される場合を除く。） 排出量算定に使用する排出係数は、他人から供給された電気及び熱の排出係数を使用</li> <li>年度排出量への再エネ由来の証書等の利用 特定温室効果ガスの年度排出量の算定において、制度対象事業所が調達するクレジット及び証書のもつ CO<sub>2</sub> 削減効果を控除することはできない。</li> </ul>	<p>●事業所範囲内から供給される再エネ電気・熱による削減効果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>エネルギー使用量の取扱い 第三計画期間と同様の取扱いを継続</li> <li>バイオマスについては、持続可能性が担保されていることが確認できる燃料由来の電気・熱を使用した場合に限り対象（確認できない場合は、都内平均排出係数を用いて特定温室効果ガス排出量を算定）</li> <li>再エネ自家消費による削減効果 (廃止) * 実態に即した正確な排出量を算定する観点から、自らの事業所内に設置した再エネ設備で発電した電気を、当該事業所内で使用（自家消費）した場合（再エネクレジット等により当該自家消費分の環境価値を他人に移転する場合を除く。）、排出量の算定において、その削減効果を 1.5 倍換算することを廃止</li> <li>事業所範囲外から供給される再エネ電気・熱による削減効果 事業所外に設置された再エネ設備由来の電気及び熱を、当該事業所内で使用（自家消費）した場合、エネルギー使用量の対象とするが、排出量算定の対象外 * バーチャル PPA も、フィジカル PPA と同様に排出量算定の対象外 * バイオマスについては、持続可能性が担保されていることが確認できる燃料由来の電気・熱を使用した場合に限り対象（確認できない場合は、都内平均排出係数を用いて特定温室効果ガス排出量を算定）</li> <li>年度排出量への再エネ由来の証書等の利用 制度対象事業所が調達する再エネ由来の証書（グリーンエネルギー証書及び非化石証書）による CO<sub>2</sub> 削減効果を特定し、事業所の排出量算定において、その量を控除 * 再エネ由来の証書による CO<sub>2</sub> 削減効果の算定方法は、証書の電気等環境価値保有量に控除する年度の都内平均排出係数を用いて特定温室効果ガス排出量の削減量に換算 * 排出量算定において控除できる非化石証書は、「FIT 非化石証書」及び「非 FIT 非化石証書（再エネ指定）」に限定 * バイオマスについては、持続可能性が担保されていることが確認できる燃料由来の電気・熱を使用した場合に限り対象（確認できない場合は、都内平均排出係数を用いて特定温室効果ガス排出量を算定）</li> </ul>

事項番号	第一計画期間(2010-2014 年度) 第二計画期間(2015-2019 年度) 第三計画期間(2020-2024 年度)	第四計画期間(2025-2029 年度) ※2025 年度から適用
9. 排出量取引で取り扱うクレジット等	<p>●クレジット等</p> <p>利用できるクレジット等は、第一～第三計画期間を通じて5種類(超過削減量、都内中小クレジット、再エネクレジット、都外クレジット、埼玉連携クレジット)</p> <p>●超過削減量</p> <p>特定地球温暖化対策事業所において、基準排出量から特定温室効果ガス年度排出量を減じて得た量(基準排出量の50%を上限とする。)のうち、各年度の削減義務量(各年度の基準排出量に各年度の削減義務率を乗じた量)を超過した量を合計した量をクレジットとして発行</p>	<p>●クレジット等</p> <p>利用できるクレジット等は、第三計画期間から継続して5種類(但し、今後の国や埼玉県の動向等を踏まえて、各クレジットの取扱いを検討)</p> <p>●超過削減量</p> <p>特定地球温暖化対策事業所において、基準排出量から特定温室効果ガス年度排出量を減じて得た量のうち、各年度の削減義務量(各年度の基準排出量に各年度の削減義務率を乗じた量)を超過した量に占める省エネ対策及び再エネ利用(オンサイト・オフサイト)相当量を合計した量をクレジットとして発行(下図)。ただし、発行できる超過削減量は、基準排出量の65%から削減義務量を減じて得た量を上限とする。</p> <p>*バーチャルPPA由来の非化石証書は再エネ相当量に含める。 *大規模水力発電(3万kW以上)由来の電力は再エネ相当量に含めない。</p>

【新たな超過削減量の創出イメージ】



(次ページに続く)

事項番号

第一計画期間(2010-2014 年度)  
第二計画期間(2015-2019 年度)  
第三計画期間(2020-2024 年度)

第四計画期間(2025-2029 年度)

※2025 年度から適用

9. 排出量取引で取り扱うクレジット等

●都内中小クレジット

地球温暖化対策報告書を提出している中小規模事業所において、都が規定する認定基準一覧に基づき、高効率な設備機器への更新などを実施することで、その排出削減量をクレジットとして発行

●都内中小クレジット

中小規模事業所において、地球温暖化対策報告書の提出と併せて、中小規模事業所のエネルギー削減目標となる「2030 年に向けた達成水準」以上に削減したエネルギー使用量相当の排出量をクレジットとして発行  
但し、中小企業等（地球温暖化対策報告書の提出義務のある事業者は除く等、一定の要件あり）については、削減対策への着手を促す観点から、達成水準未満の削減量についてもクレジット創出の対象とすることを検討

【新たな都内中小クレジットの創出イメージ】

【ステップ①】

基準年度と都内中小クレジットを創出する年度のエネルギー使用量を算定

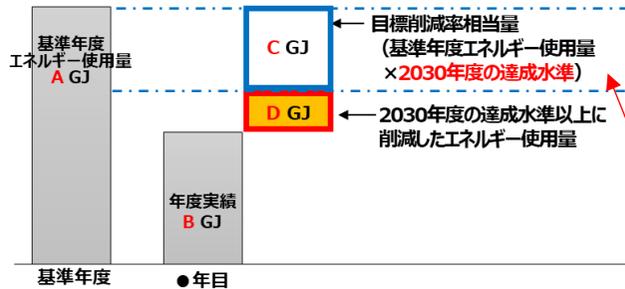
【ステップ②】

エネルギー使用削減率が「2030 年度の達成水準」を満たすことを確認

【ステップ③】

「2030 年度の達成水準」以上に削減したエネルギー使用量に相当する排出量を算定

= 都内中小クレジット



- ・ A GJ : 事業者が設定する基準年度のエネルギー使用量実績
- ・ B GJ : 都内中小クレジットを創出する年度のエネルギー使用量実績
- ・ C GJ : 基準年度エネルギー使用量 (A GJ) × 2030 年度の達成水準
- ・ D GJ : 2030 年度の達成水準以上に削減したエネルギー使用量 (A-B-C)
- ※ エネルギー削減量 (C+D)には、再エネ (オンサイト) を含む

都が設定する2030年に向けた省エネの達成水準 (事業者の取組)

具体的な数値設定について (案)

事業者の取組

- 都内全事業所のエネルギー消費量総量等が一定割合以上削減
- 事業者の都内全体での取組を促し、社会経済的評価の向上に繋げる
- 水準達成の判断においては、他の先進的取組の実施状況を勘案
- ※先進的取組: 2030年における中小規模事業所のあるべき姿を自願した取組

一定割合の具体的な設定値 (案)

都内全事業所のエネルギー消費量の総量等を 2000 年度を基準として 35% 以上削減とするのはどうか

また、比較の基準年は原則 2000 年としながらも、都が示す「基準年表」から、事業者が基準年を選択できるのはどうか。

都が示す「基準年表」(案)

例) 2018 年度を基準年として選択した場合: 2018 年は、エネルギー消費量は約 18% 削減 (2000 年比) しており、2030 年まで約 20% 削減 (2018 年比) が達成水準となる。

実績年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2030
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R12
エネルギー消費量 (都内中小・PJ)	359.3	350.2	351.1	340.5	354.5	366.3	354.7	361.4	348.3	330.8	339.1	307.2	308.8	304.2	295.9	293.2	295.2	293.1	283.7	263.4	233.5	
エネルギー削減率 (2000 年比)	0%	△3%	△2%	△5%	△1%	2%	△1%	1%	△3%	△8%	△6%	△15%	△14%	△15%	△18%	△18%	△18%	△18%	△21%	△27%	△35%	
2030 年に向けた目標削減率	35%	33%	33%	31%	34%	36%	34%	35%	33%	29%	31%	24%	24%	23%	21%	20%	21%	20%	18%	11%	0%	

※ 基準年の選択以降、事業所が増加した場合は、基準年度における比較基準となるエネルギー消費量を修正等に対応することを検討

「先進的取組」の取扱い (案)

- 都として推奨する「先進的取組」の事例を示した上で、事業者の取組を促しているのはどうか。
- 例えば、高効率な換気・空調設備、省エネに資する改修、高度なエネルギーマネジメント (DR等) 設備等の導入及びこれら03計画の策定等
- 「先進的取組」の実施状況は、毎年度公表するとともに、2030 年度実績においては、達成水準の判断に加入してはどうか。
- 例えば、2030 年度実績において、都が示す達成水準の値を超過した事業者については、先進的取組を実施している場合は、目標達成とみなす等

※第 2 回削減義務実施に向けた専門的事項等検討会「地球温暖化対策報告書制度の制度強化 (達成水準) について」より抜粋

実績年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2030
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R12
エネルギー消費量 (都内中小・PJ)	359.3	350.2	351.1	340.5	354.5	366.3	354.7	361.4	348.3	330.8	339.1	307.2	308.8	304.2	295.9	293.2	295.2	293.1	283.7	263.4	233.5	
エネルギー削減率 (2000 年比)	0%	△3%	△2%	△5%	△1%	2%	△1%	1%	△3%	△8%	△6%	△15%	△14%	△15%	△18%	△18%	△18%	△18%	△21%	△27%	△35%	
2030 年に向けた目標削減率	35%	33%	33%	31%	34%	36%	34%	35%	33%	29%	31%	24%	24%	23%	21%	20%	21%	20%	18%	11%	0%	

事項番号	第一計画期間(2010-2014 年度) 第二計画期間(2015-2019 年度) 第三計画期間(2020-2024 年度)	第四計画期間(2025-2029 年度) ※2025 年度から適用
9. 排出量取引で取り扱うクレジット等	<p>●都外クレジット</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>基準年度の年間エネルギー使用量が 1,500kL 以上で、基準排出量が 15 万 t-CO<sub>2</sub> 以下の都外大規模事業所において、設備導入対策の実施による排出削減量をクレジットとして発行</li> <li>都外クレジットを発行する場合、都内大規模事業所と同様の削減義務がかかっているものとして、削減量（年度ごとに、基準排出量の削減目標率+8%を上限とする。）のうち、削減目標率（第一計画期間：8%、第二計画期間：17%、第三計画期間：27%）を超えた量を、都外クレジットの量として発行</li> <li>基準排出量は、2007 年度以前の連続する 3 か年度の特定温室効果ガス排出量の平均の量</li> </ul> <p>●再エネクレジット</p> <p>○対象となる再エネ種別及び削減量（クレジットの量）の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一、第二計画期間での取扱い <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光（熱）、風力、地熱、水力（1,000kW 以下）： 認証電力（熱）量 × 各計画期間の固定係数 × 1.5 倍換算</li> <li>バイオマス（バイオマス比率 95%以上のものに限る。黒液を除く。）： 認証電力量 × 各計画期間の固定係数 × 1.0 倍換算</li> </ul> </li> <li>第三計画期間での取扱い <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光（熱）、風力、地熱、水力（1,000kW 以下）、 バイオマス（バイオマス比率が 95%以上のものに限る。黒液を除く。）： 認証電力（熱）量 × 第三計画期間の固定係数 × 1.0 倍換算</li> </ul> </li> </ul> <p>●埼玉連携クレジット</p> <p>埼玉県目標設定型排出量取引制度で創出されるクレジット等のうち、「超過削減量」と「県内中小クレジット」を義務履行に利用可能</p>	<p>●都外クレジット</p> <p>第三計画期間と同様の取扱いを継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>都外クレジットを発行する場合、都内大規模事業所と同様の削減義務がかかっているものとして、削減量（年度ごとに、基準排出量の削減目標率+8%を上限とする。）のうち、削減目標率（<u>50%</u>）を超えた量を、都外クレジットの量として発行</li> <li>基準排出量は、原則、2007 年度以前の連続する 3 か年度の特定温室効果ガス排出量の平均の量とするが、<u>根拠資料が存在しない場合に限り、第四計画期間前の直近 3 か年度（2022-2024 年度）とし、それ以降に竣工している事業所については、竣工後の直近 3 か年度を基準年度とする。</u></li> </ul> <p>●再エネクレジット</p> <p>○対象となる再エネ種別及び削減量（クレジットの量）の算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>太陽光（熱）、風力、地熱、水力（1,000kW 以下）、バイオマス（発電・熱に利用する燃料の持続可能性が担保されていることが確認でき、化石燃料を含む投入燃料全体の発熱量に対するバイオマス燃料の発熱量の比率が、95%以上であるものに限る。）： 認証電力（熱）量 × <u>換算係数</u> × 1.0 倍換算</li> <li>* <u>バイオマス燃料の持続可能性が担保されていることの確認方法については、国の議論の状況等を踏まえ引き続き検討</u></li> <li>* <u>発行される再エネクレジットの量の算定に使用する換算係数は、クレジット発行年度の都内平均排出係数</u></li> </ul> <p>●埼玉連携クレジット</p> <p><u>埼玉県における目標設定型排出量取引制度の第4削減計画期間に係る検討内容を踏まえて、埼玉連携クレジットとの連携方法を検討</u></p>

(次ページに続く)

事項番号	第一計画期間(2010-2014 年度) 第二計画期間(2015-2019 年度) 第三計画期間(2020-2024 年度)	第四計画期間(2025-2029 年度) ※2025 年度から適用
9. 排出量取引で取り扱うクレジット等	<p>●バンキングの仕組み</p> <p>超過削減量やオフセットクレジットを翌計画期間に繰り越して、自らの削減義務の不足量への充当や、他事業所との排出量取引に利用可能</p> <p>* 早期削減を促す観点から、制度開始当初からバンキングの仕組みを導入。同時に、継続的な追加削減を推進する必要もあり、バンキングを無制限に認めることは、後期における追加的な実削減への影響が懸念されることから、バンキングは「翌計画期間までに限り」可能</p> <p>* 第一計画期間から第二計画期間にかけては、固定排出係数変更の影響を考慮し、基準排出量及びバンキングされる超過削減量等を再計算</p> <p>* 第三計画期間は、第二計画期間から排出係数変更を行っていないため、基準排出量及びバンキングされる超過削減量等の再計算は実施していない。</p>	<p>●バンキングの仕組み ⇒ 第三計画期間と同様の取扱いを継続</p> <p>超過削減量やオフセットクレジットを翌計画期間に繰り越して、自らの削減義務の不足量への充当や、他事業所との排出量取引に利用可能</p> <p>* 早期削減を促す観点から、制度開始当初からバンキングの仕組みを導入。同時に、継続的な追加削減を推進する必要もあり、バンキングを無制限に認めることは、後期における追加的な実削減への影響が懸念されることから、バンキングは「翌計画期間までに限り」可能</p> <p>* 第四計画期間は、基準排出量及びバンキングされる超過削減量等の再計算は行わない。</p>

事項番号	第一計画期間(2010-2014 年度) 第二計画期間(2015-2019 年度) 第三計画期間(2020-2024 年度)	第四計画期間(2025-2029 年度) ※2025 年度から適用
10.その他ガス削減量の取扱い	<p>●その他ガス削減量の算定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• その他ガス（エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外の温室効果ガス）の削減量のうち、一定の量を超過した量が認められる場合にあっては、当該超過した量を総量削減義務に充当可能</li> <li>• その他ガス削減量算定の対象ガス等は 7 ガス（非エネルギー起源 CO<sub>2</sub>、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>*）とし、地球温暖化係数は、IPCC 第 4 次評価報告に掲載の数値を利用 <ul style="list-style-type: none"> <li>*NF<sub>3</sub>は、第二計画期間以降の削減量に適用</li> </ul> </li> </ul>	<p>●その他ガス削減量の算定</p> <p>第三計画期間と同様の取扱いを継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 総量削減義務の対象としている特定温室効果ガス以外の CO<sub>2</sub> や CO<sub>2</sub> 以外の温室効果ガス（その他ガス）の削減を目的として計画的に削減した量のうち、一定の量を超過した量が認められる場合、当該超過量を超過削減義務に充当可能</li> <li>* その他ガス削減量算定の対象ガス等は 7 ガス（CO<sub>2</sub>（特定温室効果ガス以外の CO<sub>2</sub>）、CH<sub>4</sub>、N<sub>2</sub>O、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>、NF<sub>3</sub>）とし、地球温暖化係数は、環境省の「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度」で採用される予定の数値へ変更</li> <li>* <u>新規対象事業所の取扱いや排出活動の変更に伴う基準排出量の変更等について、引き続き検討</u></li> </ul>
11.特定テナント等事業者	<p>●特定テナント等事業者の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 制度対象事業所内に入居するテナントのうち、次の①、②いずれか又は両方の要件に該当する、相当程度大きな部分を占めるテナント事業所を「特定テナント等事業所」とし、「特定テナント等地球温暖化対策計画書」を毎年度提出 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 延床面積 5,000m<sup>2</sup>以上</li> <li>② 1 年間の電気使用量が 600 万 kWh 以上</li> </ol> </li> </ul> <p>●特定テナント等事業者の評価・公表の仕組み（2014 年度から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 特定テナント等事業者の省エネ対策をより一層推進するため、テナント点検表等を活用して取組を評価し、優良テナントを公表する仕組みを創設</li> </ul> <p>●優良テナントの公表方法の拡充（2022 年度から）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 優良テナントの公表方法を環境局ホームページ上での公表に加えて、「東京都オープンデータカタログサイト」及び「東京都デジタルツイン 3D ビューア」にも拡大</li> </ul>	<p>●特定テナント等事業者の要件</p> <p>第三計画期間と同様の取扱いを継続</p> <p>●特定テナント等事業者の評価・公表の仕組み</p> <p>第三計画期間と同様の取扱いを継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 特定テナント等事業者の省エネ対策の深掘りと再エネ利用を促進するため、<u>実排出係数による排出量の算定、再エネ利用状況の点検表への反映等、評価項目や評価点の見直しを検討</u></li> </ul> <p>●優良テナントの公表方法の拡充</p> <p>第三計画期間と同様の取扱いを継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 公表内容は、評価ランクだけでなく、<u>特定テナント等事業者の排出削減の取り組み内容（再エネ対策含む）や評価点の内訳なども検討</u></li> </ul>

事項番号	第一計画期間(2010-2014 年度) 第二計画期間(2015-2019 年度) 第三計画期間(2020-2024 年度)	第四計画期間(2025-2029 年度) ※2025 年度から適用
12. 目標設定・ 取組状況等の 報告・公表	<p>●制度実績の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所のより進んだ取組みを促進することを目的とし、事業所の削減実績、取組状況を公表</li> <li>制度対象事業所ごとの削減実績、地球温暖化対策計画書等について、「総量削減義務と排出量取引制度システム」の公開情報において、一覧を公表</li> </ul> <p>●都による公表方法の拡充（2021 年度から）</p> <p>都による公表のオープンデータ化として、環境局ホームページでの公表に加え、「東京都オープンデータカタログサイト」及び「東京都デジタルツイン実現プロジェクト」にも情報公開範囲を拡大（東京都★省エネカルテ(集計値のみ)、トップレベル事業所、優良特定テナント等事業者）</p>	<p>●制度実績の公表</p> <p>第三計画期間と同様の取扱いを継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*事業所の省エネの見える化及び再エネ利用を促進するため、新たに一次エネルギー使用量の推移及び再エネ利用の目標と利用状況を報告項目に追加</li> <li>*第三計画期間の公表項目に加え、<u>床面積当たりの一次エネルギー消費原単位やCO<sub>2</sub> 排出原単位の推移、再エネ利用実績等を追加</u></li> <li>*公表する事項等については一定の配慮を実施</li> </ul> <p>●都による公表方法の拡充</p> <p>第三計画期間と同様の取扱いを継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>*オープンデータ化する情報として、トップレベル事業所、優良特定テナント等事業者の情報だけでなく、制度対象事業所へ情報範囲を拡大し、第三計画期間の公表項目に加え、<u>床面積当たりの一次エネルギー消費原単位（各事業所及び全体平均）やCO<sub>2</sub> 排出原単位の推移、再エネ利用実績等を追加</u></li> </ul>
13. トップレ ベル事業所 認定の仕組 み  (1) 認定区分と 認定方法	<p>●認定制度の考え方と認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本の優れた省エネルギー技術をトップレベルの認定要件に位置付け、対象事業所の到達すべき目標として提示し、トップレベル事業所への誘導を推進</li> <li>主に省エネについて、体制、設備、運用に関する取組が特に優良な事業所を、知事が定める基準に適合した度合いに応じて以下の2つの区分で認定 <ul style="list-style-type: none"> <li>①地球温暖化対策の推進の程度が極めて優れた事業所（トップレベル事業所）</li> <li>②地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所（準トップレベル事業所）</li> </ul> </li> </ul>	<p>●認定制度の考え方と認定区分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2050 年のゼロエミッション化実現に向け、省エネ対策に加え、再エネ利用を推進する事業所の目標となるよう取組水準等を提示し、高いレベルで省エネ対策・再エネ利用に取り組む事業所への誘導を推進</li> <li>今後、事業所のゼロエミッション化に向けて、省エネ・再エネ両面からの自律的な取組やさまざまな環境配慮の取組を促進できるよう、<u>より高いレベルの認定区分を追加し、知事が定める基準に適合した度合いに応じて3区分で認定</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地球温暖化対策の推進の程度が極めて優れた事業所</li> <li>②地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所</li> <li>③地球温暖化対策の推進の程度が優れた事業所</li> </ul> </li> </ul>

(次ページに続く)

事項番号	第一計画期間(2010-2014 年度) 第二計画期間(2015-2019 年度) 第三計画期間(2020-2024 年度)	第四計画期間(2025-2029 年度) ※2025 年度から適用
13(1)認定区分と認定方法	<p>●認定方法</p> <p>特定地球温暖化対策事業所は、知事が定める基準への適合状況に応じて、トップレベル事業所に認定される。各認定区分の基準を充足すれば、初回の申請から上位区分の認定を受けることが可能（第一、第二、第三計画期間共通）</p>	<p>●認定方法</p> <p>特定地球温暖化対策事業所は、知事が定める基準への適合状況に応じて、トップレベル事業所に認定される。各認定区分の基準を充足すれば、初回の申請から最上位区分の認定を受けることが可能</p> <p>○建築物環境計画書制度と連携した認定</p> <p>トップレベル認定を通じて、設計時に加え運用時も含めて高いレベルで省エネ対策・再エネ利用に取り組む事業所を増やすため、現行の認定方法に加え「東京都建築物環境計画書制度」で一定レベル以上の評価を得ている建築物について、建築物環境計画書制度と連携して評価する認定ルートを新設</p> <p>&lt;連携時の評価方法&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>トップレベル事業所認定基準のうち、「Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項」について、建築物環境計画書における建築物の外皮性能と設備性能を活用して評価。その他の、運用等の評価項目は認定基準に沿って評価</u></li> <li>・<u>建築物環境計画書の PAL*低減率 (BPI)、ERR (BEI)、及び ERR (BEI) で評価対象に含まれていない未評価技術*について、評価対象事業所の各値や取組の程度に応じて評価・得点換算</u></li> </ul> <p>*未評価技術…建築物省エネ法に基づく一次エネルギー消費量の計算を行い、申請に利用可能なプログラムで部分的な評価に留まる技術、評価対象となっていない技術のうち、実務に関わる技術者から、評価開発に対する強い希望があった技術として公益社団法人空気調和・衛生工学会が公表している技術</p> <p>&lt;連携するための要件&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>2017 年度以降の様式によって提出された建築物環境計画書が対象</u></li> <li>・<u>建築物環境計画書で ERR (BEI) の段階3*の事業所のみが対象。また、建築物省エネ法において、一部の基準適合のみで適合判定が可能な用途（工場や情報通信、物流等）は対象外</u></li> <li>・<u>事業所の竣工後 5 年以内かつ最初の認定申請時のみ連携可能</u></li> <li>・<u>既存事業所において建物が追加で建設された場合は、事業所の延床面積の 80%以上が建築確認申請の対象となる時に連携可能</u></li> </ul> <p>*事務用途で ERR (BEI) 40 以上 等</p>

事項番号	第一計画期間(2010-2014 年度) 第二計画期間(2015-2019 年度) 第三計画期間(2020-2024 年度)	第四計画期間(2025-2029 年度) ※2025 年度から適用
13(2) 認定基準	<p>●認定基準</p> <p>①2015 年度から適用の認定基準 認定基準の強化、地域冷暖房施設の総合効率や照明照度など定着してきた評価指標等の追加、評価項目の配点の細分化（病院の外気導入量制御など用途によっては実施しづらい評価項目の緩和等）などを実施</p> <p>②2017 年度から適用の認定基準 最新の竣工物件等を調査し、新たな技術動向を踏まえた認定基準の算定に反映</p> <p>③2020 年度から適用の認定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>LED 照明等の性能向上を考慮</li> <li>竣工年の古い事業所の実態を把握した上で機器の更新時期、メンテナンス頻度等に鑑み、竣工年度、設備設置年度に応じた必須、一般、加点項目の区分変更を実施</li> </ul> <p>○配点 満点については、事業所の達成度の分かりやすさ等の観点から、必須項目及び一般項目で 100 点とする。</p>	<p>●認定基準</p> <p>○既存項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状のトップレベル事業所の得点状況を踏まえ、<u>一般的となった設備の評価項目を廃止</u></li> <li><u>最新技術の動向を踏まえ、項目追加や基準見直しを実施（LED 照明等）</u></li> <li><u>これまでの現場確認において事業所であまり実施されていなかったが、省エネに寄与する運用対策等を追加</u></li> </ul> <p>○新規項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の省エネの取組水準は維持しながら、事業所の新たな取組を促すため、<u>再エネ利用及びゼロエミッション化やさまざまな環境配慮の取組を評価する項目を追加</u></li> <li>再エネ利用に関する事項は、従来からのオンサイトでの再エネ利用の他、<u>オフサイトや電気需給契約による再エネ利用、電気需要の最適化等の評価項目を設定（「太陽光発電システムの導入」は必須項目）</u></li> <li>ゼロエミッション化やさまざまな環境配慮の取組に関する事項は、<u>ゼロエミッション化や ZEB 化のロードマップ策定、一次エネルギー消費量や CO<sub>2</sub> 排出量等の削減実績に加え、気候変動適応策や、持続可能な低炭素資材等の利用等に関する評価項目を設定（「ゼロエミッション化へのロードマップの策定」及び「CO<sub>2</sub> 排出量の削減実績」は必須項目）</u></li> </ul> <p>○配点 満点については、事業所の達成度の分かりやすさ等の観点から、従来どおり必須項目及び一般項目で 100 点とする。</p>

事項番号	第一計画期間(2010-2014 年度) 第二計画期間(2015-2019 年度) 第三計画期間(2020-2024 年度)	第四計画期間(2025-2029 年度) ※2025 年度から適用
13(3) 認定による削減義務率等の取扱い	<p>●削減義務率の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第一計画期間から、事業所では主に省エネで排出削減が進められてきており、運用開始当初から既に高効率な省エネ設備の導入等がなされているトップレベル事業所では、認定区分に応じて削減義務率を減少 <ul style="list-style-type: none"> <li>①地球温暖化対策の推進の程度が極めて優れた事業所（トップレベル事業所）削減義務率を 1/2 に減</li> <li>②地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所（準トップレベル事業所）削減義務率を 3/4 に減</li> </ul> </li> <li>トップレベル認定の有効期間は、原則として認定された年度が属する計画期間の終了年度までであるが、第一、第二計画期間の途中でトップレベル認定を受けた事業所の認定の有効期間は、認定を受けた年度から起算して5年度目までの期間とする。（この間、削減義務率が減少）</li> </ul>	<p>●削減義務率の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第四計画期間も従来同様、すべての新規の制度対象事業所への削減義務率の段階適用を継続すること、認定事業所の削減実績は認定されていない事業所と同様の分布での削減率であること、今後、ゼロエミッション化に向けて省エネ・再エネ両面から排出削減を進める事業所をトップレベルに認定するという考え方を踏まえ、<u>削減義務率の減少措置は原則として廃止</u></li> <li>一方、削減義務率の減少措置をすべて廃止すると、現在の認定事業所の削減計画への影響が想定されることから、<u>第三計画期間初年度にトップレベルに認定された事業所が第四計画期間に継続して認定された場合は、経過措置として、削減義務率の減少率を、現行のトップレベル事業所相当で 3/5、準トップレベル事業所相当で 4/5 とすることを可能とする。</u></li> <li>可能な限り早期にトップレベル水準の排出削減の取組を促すため、第一、第二計画期間と同様、第三計画期間の途中でトップレベル認定を受けた事業所については、認定を受けた年度から起算して5年度目までの期間は認定を有効とし、<u>認定期間中は、認定区分に応じた削減義務率の減少を受けることを可能とする。また、この措置による認定期間の終了後に継続して認定された場合、第四計画期間に限り、認定区分に応じた削減義務率の減少を受けることを可能とする。</u></li> <li>第三計画期間までに制度対象となった事業所が、規定された時期までに第四計画期間のトップレベル認定に向けた設備更新等の計画・工事等を実施していたことを確認可能な文書を添えて申請・認定された場合、<u>第四計画期間に限り、認定区分に応じた削減義務率の減少を受けることを可能とする。</u></li> </ul> <p>&lt;第四計画期間における削減義務率の減少率&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所（現行トップレベル事業所）削減義務率を 3/5 に減*</li> <li>②地球温暖化対策の推進の程度が優れた事業所（現行準トップレベル事業所）削減義務率を 4/5 に減*</li> </ul> <p>※地球温暖化対策の推進の程度が極めて優れた事業所は削減義務率の減少なし</p> <p>*削減義務率の減少率の考え方 主に省エネ対策による削減分に従来の減少率(1/2 又は 3/4)を適用し、これに再エネ利用等による削減相当分(14%)を加算</p>

事項番号	第一計画期間(2010-2014 年度) 第二計画期間(2015-2019 年度) 第三計画期間(2020-2024 年度)	第四計画期間(2025-2029 年度) ※2025 年度から適用
13(3) 認定による削減義務率等の取扱い	<p>●<b>超過削減量の取扱い</b></p> <p>特段の措置無し</p>	<p>●<b>超過削減量の取扱い</b></p> <p>優れた取組を進める認定事業所が早期に排出削減を進める後押しとなるよう、認定事業所の超過削減量の発行上限を撤廃する。ただし、削減義務率減少の経過措置を受ける認定事業所については、超過削減量の発行上限を撤廃しない。</p> <p>*発行上限については、温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（キャップ&amp;トレード制度）に関する改正事項「9.排出量取引で取り扱うクレジット等 ●超過削減量」を参照</p>

(次ページに続く)

事項番号

第一計画期間(2010-2014 年度)  
第二計画期間(2015-2019 年度)  
第三計画期間(2020-2024 年度)

第四計画期間(2025-2029 年度)  
※2025 年度から適用

13(3)認定による削減義務率等の取扱い

●トップレベル認定を受けた事業所の認定効果（削減義務率の減少）

	第三計画期間					第四計画期間				
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
2020年度認定の場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)				
2024年度までに認定を受けたが継続しない期間がある場合	認定時の5年間、削減義務率減少率1/2(3/4)					規定時期までの第四期認定に向けた設備更新等の計画等が確認できる場合に限り、認定年度以降第四期に限り、削減義務率減少可能				
2021年度認定の場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					減少率3/5(4/5)	認定期間が継続して認定された場合は、第四期に限り、削減義務率減少可能			
2022年度認定の場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)				
2023年度認定の場合	削減義務率減少率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)				
2024年度認定の場合	減少率1/2(3/4)					削減義務率減少率3/5(4/5)				
2025年度以降認定の場合						第三期までの制度対象事業所で、規定時期までの第四期認定に向けた設備更新等の計画等が確認できる場合に限り、認定年度以降、第四期に限り、削減義務率減少可能				

\* ( ) 内は準トップレベル事業所（第四計画期間は、地球温暖化対策の推進の程度が優れた事業所）の減少率

\*破線内は期をまたいで継続して削減義務率を減少（第四計画期間から削減義務率減少率 3/5(4/5)へ変更）。また、継続して再認定された場合、赤枠内も削減義務率の減少が可能

\*青色塗りつぶしは削減義務率減少の可能な期間。黄色塗りつぶしは削減義務率減少のない期間（但し、一定の条件の下、削減義務率減少が可能な場合あり）

事項番号	第一計画期間(2010-2014 年度) 第二計画期間(2015-2019 年度) 第三計画期間(2020-2024 年度)	第四計画期間(2025-2029 年度) ※2025 年度から適用
13(4) 認定等の 手続の負担軽減、公表等	<p>●認定等の手続の負担軽減</p> <p>○認定基準への適合状況報告手続の簡素化（2013 年度から） 都が毎年度更新する調書・評価書を用いて再作成して報告する手続を、認定時に作成した調書・評価書を継続して使用し、取組状況等を更新して、報告する手続に変更</p> <p>○調書・評価書作成の簡素化（2020 年度から） 調書・評価書の記載方法を見直し、調書・評価書作成の簡素化を実施</p> <p>●認定事業所への認定証等の交付（2017 年度から） トップレベル認定事業所に対し、認定証及び認定楯を交付する取組を開始。また、専用ロゴマークを事業所の PR 等で活用可能とする取組を開始</p> <p>●公表方法の拡充（2022 年度から） 認定事業所の公表について、環境局ホームページでの公表に加えて、「東京都オープンデータカタログサイト」及び「東京都デジタルツイン 3D ビューア」にも拡大</p>	<p>●認定等の手続の負担軽減</p> <p><u>認定の信頼性と事業所の負担軽減を両立することを基本に、事業所による取組状況の自己評価や第三者検証時等における事務手続の負担軽減策を検討</u></p> <p><u>ただし、手続の簡素化に向け手法を工夫した際に、更なる確認が必要と判断される事象が生じた場合は、従来どおりの検証を行う等、柔軟に対応するものとする。</u></p> <p>○調書・評価書作成の簡素化 <u>調書について、作成負荷が高いが得点影響が小さい機器（ファンコイルユニット、変圧器、昇降機等）について、複数台を 1 行にまとめた記載を可能にすることや根拠資料の作成方法の見直し等により負担を軽減</u></p> <p>○第三者検証時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事前に根拠書類を提出できる評価項目は、実地調査前の検証を可能とする。</li> <li>・実地調査での各評価項目の根拠書類との突合確認は、根拠書類のサンプリングによる確認を適切に実施する方向で検討</li> </ul> <p>○認定基準への適合状況の報告の簡素化 <u>評価項目「Ⅱ 建物及び設備性能に関する事項」の自己評価について、軽微な改修の場合は、評価書・調書への反映を任意とする。</u></p> <p>●認定事業所への認定証等の交付 第三計画期間と同様の取扱いを継続</p> <p>●公表方法の拡充 第三計画期間までの取扱いに加え、認定事業所の再エネ利用に係る取組内容等も含めて公表を実施</p> <p>●広報等の充実 <u>環境局ホームページ、SNS 等の発信内容・手法の拡充、都による表彰、関係機関等と連携した広報の充実等、トップレベル事業所の社会的・経済的評価の向上に資するよう広報等の取組を強化</u></p>

## 【参考】制度運用に関するその他のお知らせ <パブリックコメントの対象外>

制度対象事業者から寄せられた御意見等を踏まえ、以下に示す制度運用の改善を行います。

項目	第一計画期間(2010-2014 年度) 第二計画期間(2015-2019 年度) 第三計画期間(2020-2024 年度)	第四計画期間(2025-2029 年度)
制度対象義務者	<p>●制度対象義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専ら住居の用に供するものを除く建物又は施設を所有している事業者*であって、当該事業所の事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者を義務者とする。</li> <li>*共用部のみの所有者についても義務者となる。</li> </ul> <p>●制度対象義務者の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「所有事業者等届出書」の提出により、以下の者が義務者となることが可能               <ol style="list-style-type: none"> <li>区分所有されている場合の管理組合法人</li> <li>信託されている場合の信託受益者</li> <li>証券化され、かつ、SPC が直接所有している場合のアセットマネージャー</li> <li>証券化され、かつ、信託されている場合のアセットマネージャー</li> <li>PFI 事業として整備されている場合の SPC</li> <li>主要テナント</li> <li>その他契約などにより設備更新等の権限を有する者</li> </ol> </li> </ul>	<p>●制度対象義務者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>専ら住居の用に供するものを除く建物又は施設を所有している事業者（<u>事業活動の用に供する専有部を所有する者に限る。</u>）であって、当該事業所の事業活動に伴う温室効果ガスの排出について責任を有する者を義務者とする。</li> <li>既存事業所においては、経過措置として、東京都に登録されている所有者を継続して義務者として取り扱うが、<u>事業活動の用に供する専有部を所有しない者（専ら住居の用に供する部分及び共有部分のみを持分とする者）は、「指定地球温暖化対策事業者変更届出書」の提出により義務者の対象外となることが可能</u></li> </ul> <p>●制度対象義務者の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>これまで義務者となることが可能な者に加え、<u>専ら住居の用に供するものを除く建物又は施設を所有している事業者のうち、専ら住居の用に供する部分及び共有部分のみを持分とする者も、「所有事業者等届出書」の提出により、当該事業所の義務者となることが可能</u> <ol style="list-style-type: none"> <li>①～⑥は第三計画期間と同様</li> <li>⑦<u>専ら住居の用に供する部分及び共有部分のみを持分とする者</u></li> <li>⑧<u>その他契約などにより設備更新等の権限を有する者</u></li> </ol> </li> </ul>
指定相当地球温暖化対策事業所	<p>●指定相当地球温暖化対策事業所として削減義務の対象外となった後、再度削減義務の対象となった事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定相当地球温暖化対策事業所の要件を満たし、削減義務の対象外となった特定地球温暖化対策事業所が、再度特定地球温暖化対策事業所として基準排出量を決定する場合、「過去の排出実績」に基づく方法及び「排出標準原単位」に基づく方法で算定</li> </ul>	<p>●指定相当地球温暖化対策事業所として削減義務の対象外となった後、再度削減義務の対象となった事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定相当地球温暖化対策事業所の要件を満たし、削減義務の対象外となった特定地球温暖化対策事業所*1（以下、旧特定事業所という。）が、<u>指定相当の要件を満たした年度が属する削減計画期間の次の削減計画期間の終了年度までに、再度特定地球温暖化対策事業所として基準排出量を決定する場合、「過去の排出実績」に基づく方法及び「排出標準原単位」に基づく方法で算定するほか、旧特定事業所の基準排出量を選択することができる（第三計画期間の基準排出量から適用）</u>*2。</li> <li>*1 指定相当地球温暖化対策事業所の要件以外で削減義務の対象外となった場合は除く。</li> <li>*2 旧特定事業所の削減義務率を適用する。また、再度基準排出量を決定する際に、基準排出量変更申請の要件を満たす事象が発生している場合は、その影響を反映させる。</li> </ul>

項目	第一計画期間(2010-2014 年度) 第二計画期間(2015-2019 年度) 第三計画期間(2020-2024 年度)	第四計画期間(2025-2029 年度)
地球温暖化対策計画書等の提出時期	<p>●地球温暖化対策計画書の提出時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指定地球温暖化対策事業所は、毎年度 11 月末日（指定地球温暖化対策事業所の指定があった年度にあっては、当該日と当該指定の日から 90 日を経過した日とのいずれか遅い日）までに地球温暖化対策計画書を提出 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 指定相当地球温暖化対策事業所は、指定相当地球温暖化対策計画書を指定地球温暖化対策事業所と同様に提出</li> </ul> </li> </ul> <p>●特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>特定テナント等事業者は、毎年度 11 月末日（当該特定テナント等事業者が使用する指定地球温暖化対策事業所の指定があった年度にあっては、当該日と当該指定の日から 90 日を経過した日とのいずれか遅い日）までに地球温暖化対策計画書に添えて、特定テナント等地球温暖化対策計画書を提出 <ul style="list-style-type: none"> <li>* 指定相当特定テナント等事業者は、指定相当特定テナント等地球温暖化対策計画書を特定テナント等事業者と同様に提出しなければならない。</li> </ul> </li> </ul> <p>●トップレベル事業所の認定申請等の提出時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書 <ul style="list-style-type: none"> <li>トップレベル事業所の認定を受ける事業所は、優良特定地球温暖化対策事業所削減義務率減少申請書を、削減義務率を減少する期間の開始の年度の 4 月 1 日から 9 月末日までに提出</li> </ul> </li> <li>優良特定地球温暖化対策事業所適合状況報告書 <ul style="list-style-type: none"> <li>トップレベル事業所に認定された事業所は、優良特定地球温暖化対策事業所適合状況報告書を、毎年度 6 月末日までに提出</li> </ul> </li> </ul>	<p>●地球温暖化対策計画書の提出時期</p> <p>第三計画期間と同様の取扱いを継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 排出量算定に使用するメニュー別排出係数は、排出量算定年度の排出係数値を使用するため、電気等の使用に伴う特定温室効果ガス排出量算定に、<u>メニュー別の排出係数を使用する指定地球温暖化対策事業所に限り、地球温暖化対策計画書の提出時期を 2 月末日とすることを検討（ただし、国における電気、ガス及び熱の排出係数の検討状況を踏まえて設定）（指定相当地球温暖化対策事業所も同様の取扱いとする。）</u></li> </ul> <p>●特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出時期</p> <p>第三計画期間と同様の取扱いを継続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>* 排出量算定に使用するメニュー別排出係数は、排出量算定年度の排出係数値を使用するため、電気等の使用に伴う特定温室効果ガス排出量算定に、<u>メニュー別の排出係数を使用する特定テナント等事業者に限り、特定テナント等地球温暖化対策計画書の提出時期を 2 月末日とすることを検討（ただし、国における電気、ガス及び熱の排出係数の検討状況を踏まえて設定）（指定相当特定テナント等事業者も同様の取扱いとする。）</u></li> </ul> <p>●トップレベル事業所の認定申請等の提出時期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>トップレベル事業所の認定申請</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>第三計画期間と同様の取扱いを継続</li> <li>* 排出量算定に使用するメニュー別排出係数は、排出量算定年度の排出係数値を使用するため、電気等の使用に伴う特定温室効果ガス排出量算定に、<u>メニュー別の排出係数を使用する事業所に限り、トップレベル事業所の認定に必要な申請書の提出時期を 11 月末日とすることを検討（ただし、国における電気、ガス及び熱の排出係数の検討状況を踏まえて設定）</u></li> </ul> </li> <li>●優良特定地球温暖化対策事業所適合状況報告書 <ul style="list-style-type: none"> <li>第三計画期間と同様の取扱いを継続</li> <li>* 排出量算定に使用するメニュー別排出係数は、排出量算定年度の排出係数値を使用するため、電気等の使用に伴う特定温室効果ガス排出量算定に、<u>メニュー別の排出係数を使用する事業所に限り、優良特定地球温暖化対策事業所適合報告書の提出時期を 10 月末日とすることを検討（ただし、国における電気、ガス及び熱の排出係数の検討状況を踏まえて設定）</u></li> </ul> </li> </ul>

項目	第一計画期間(2010-2014 年度) 第二計画期間(2015-2019 年度) 第三計画期間(2020-2024 年度)	第四計画期間(2025-2029 年度)
<b>検証機関の登録等</b>	<p>●<b>検証登録区分</b>            検証機関の登録できる区分は以下のとおり 6 区分とする。</p> <p>区分1 特定温室効果ガス年度排出量及び基準排出量の検証            区分2 都内削減量及び都外削減量の検証            区分3 その他ガス削減量の検証            区分4 電気等環境価値保有量の検証            区分5 優良事業所基準への適合（第一区分事業所）            区分6 優良事業所基準への適合（第二区分事業所）</p> <p>●<b>検証機関の営業所所在地の制限</b>            登録検証機関の都外の営業所は、検証業務を行ってはならない。また、都内に設置する営業所には、検証主任者を置きかつ帳簿及び検証業務に関する契約書、検証結果報告書、購買伝票その他の燃料等の使用の状況を証する書類を備えなければならない。</p> <p>●<b>検証業務営業所名称等変更時の届出</b>            営業所の名称又は所在地を変更する場合、事前の届出（2 週間前まで）を義務付け</p> <p>●<b>検証機関の登録要件</b>            個人及び法人が検証機関として登録することができる。</p> <p>●<b>検証登録関係書類の提出の押印書面の廃止（2022 年度から）</b>            検証機関及び検証主任者登録に関する書類提出にあたっては、電子メールで提出することが可能（押印書面の提出が不要）</p>	<p>●<b>検証登録区分</b>  <u>区分5と区分6を統合し、検証機関の登録できる区分を以下のとおり 5 区分とする。</u></p> <p>区分1 特定温室効果ガス年度排出量及び基準排出量の検証            区分2 都内削減量及び都外削減量の検証            区分3 その他ガス削減量の検証            区分4 電気等環境価値保有量の検証  <u>区分5 優良事業所基準への適合</u></p> <p>*この統合に伴い、<u>第三計画期間に区分6のみ登録している検証機関については、第四計画期間においては、次回の更新まで区分6を区分5と読み替えて対応</u></p> <p>●<b>検証機関の営業所所在地の制限</b>  <u>（廃止）</u>  <u>情報通信技術（ICT）を活用した検証方法の普及等に伴い、検証機関の営業所所在地の制限を廃止</u></p> <p>*<u>但し、検証機関の営業所の設置場所によって制度対象事業所が不利益を被ることがないように、ガイドライン等に必要事項を明記</u></p> <p>●<b>検証業務営業所名称等変更時の届出</b>            営業所の名称又は所在地を変更する場合、<u>事後の届出（30 日以内）</u>を義務付け</p> <p>●<b>検証機関の登録要件</b>            法人が検証機関として登録することができる。（<u>個人の登録を廃止</u>）</p> <p>（第四計画期間も継続）</p>



項目	第一計画期間(2010-2014 年度) 第二計画期間(2015-2019 年度) 第三計画期間(2020-2024 年度)	第四計画期間(2025-2029 年度)
講習会等のオンライン化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●講習会等のオンライン化等（2020 年度から）</li> <li>●地球温暖化対策計画書の提出時期 <ul style="list-style-type: none"> <li>・統括管理者及び技術管理者の講習会や、計画書説明会や基準排出量変更説明会等をオンライン化（講習会等の資料及び説明動画を環境局ホームページに掲載）</li> <li>・統括管理者及び技術管理者に義務付けていた管理者講習会の受講を原則任意に変更（新規事業所において初めて統括管理者又は技術管理者になる場合に限り、受講を義務付け）</li> </ul> </li> </ul> <p>*管理者講習会修了証の発行対象を、2021 年度から希望する任意受講者にも拡大</p>	<p>（第四計画期間も継続）</p> <p>*制度対象事業者の利便性向上を図るため、窓口相談の一部オンライン化等を検討</p>
制度手続等の簡素化	<ul style="list-style-type: none"> <li>●基準適合の検証義務廃止（2016 年度から） <p>「過去の排出実績」に基づき基準排出量を設定する場合に必要な「基準適合」（対策推進の程度が都の定める基準に適合すること）について、検証を不要に（但し、引き続き基準への適合は必要）</p> </li> <li>●地球温暖化対策計画書及び省エネカルテ等のオンライン化（2018 年度から） <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去の排出実績や事業所に関する最新情報が入力された計画書の様式を、事業所ごとに「総量削減義務と排出量取引システム」からダウンロードできる機能を新設し、直近の排出量等の情報のみを追記して作成可能に</li> <li>・「東京都★省エネカルテ」及び「特定テナント省エネ評価通知書」を、「総量削減義務と排出量取引システム」上からダウンロード可能に</li> </ul> </li> <li>●提出済書類のオンライン確認（2020 年度から） <p>地球温暖化対策計画書等、直近年度に提出済の書類（一部を除く）の電子ファイルを「総量削減義務と排出量取引システム」上からダウンロード可能に</p> </li> <li>●各種申請書類提出のオンライン化（2022 年度から） <p>地球温暖化対策計画書等の申請書類（一部を除く）を「総量削減義務と排出量取引システム」上から電子ファイルで提出可能*に（押印書面の提出が原則不要）</p> <p>*事前にオンライン提出利用開始手続が必要</p> </li> </ul>	<p>（第四計画期間も継続）</p> <p>*制度対象事業者の提出書類作成・提出に係る手続等の簡素化につながるシステム機能の更なる拡充を検討</p>